

支援金を交付します

東日本大震災で、地盤の液状化などによる住宅被害を受けた世帯の生活再建を支援するため、住宅の解体や住宅地盤の復旧などにかかる工事費用に対して支援金を交付します。ただし、国の被災者生活再建支援制度の対象となる人は、この支援金の交付を受けることができません。

◆申請手続き

下表の対象世帯に該当する場合は、福祉課で申請手続きをしてください。り災の程度（全壊、半壊、一部損壊、液状化などの地盤被害による被害か否か）については総務課で確認してください。

◆必要書類

り災証明書、工事に係る契約書などの写し、住民票など

◆申請期限

平成24年1月31日（火）まで ※期限までに工事が完了しな

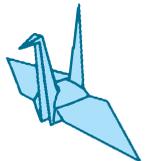
対象世帯	対象経費	支援金の上限額
平成23年3月11日現在、匝瑳市内の一戸建住宅に居住していた世帯で、次の①から③に該当する世帯	次の工事費用に対して、支援金を交付します。	
①液状化などの住宅地盤被害により「半壊に至らない（一部損壊）」被害を受けた住宅を解体した世帯	住宅の解体に係る工事費（柱や基礎など、住宅の一部を残す場合は対象外）	100万円 （1人世帯の場合75万円）
②液状化などの地盤被害により「半壊」または「半壊に至らない（一部損壊）」被害を受けた住宅の地盤を復旧した世帯	次の地盤復旧に係る工事費 ・住宅地盤への杭打ち ・住宅地盤への薬液流入 ・住宅地盤への盛り土 ・住宅の土台のかさ上げ ・住宅の増し基礎 ・住宅の基礎の新設 （庭や車庫などの地盤のみの復旧は対象外）	100万円 （1人世帯の場合75万円）
③「半壊」被害を受けた住宅を補修した世帯	「半壊」被害を受けた住宅の修理に係る工事費（外塀や門扉などは対象外）	25万円

い場合は福祉課までご相談ください。
◆問い合わせ
本事業に関すること…福祉課
福祉班 ☎73・0096
り災証明に関すること…総務課
消防防災班 ☎73・0084

平和を祈念して

戦没者追悼式

市では、戦没者を追悼し平和を祈念する式典を行います。9月上旬に市から案内状の配布が



されなかった戦没者のご遺族で、参列を希望する場合には、9月16日（金）までに福祉課へお申し込みください。

日時…10月21日（金）10時から 受付開始…9時 場所…市民ふれあいセンター3階大ホール

☎福祉課福祉班 ☎73-0096

農業者の皆さん

金融支援します

営農借入返済のための金融支援として、東日本大震災により被災した農業者に対し、借入金の借り換えや新規投資に必要な資金を、最長18年の無利子、無担保・無保証人で融資する支援や、経営再開のための支援をしています。

震災前に農業経営のための資金を借りていたが返済に困っている人、震災前からの借入金返済が残っているが経営再開のために新たな資金が必要な人、農業者仲間と共同で農機を導入したい人などが対象となります。融資の際には融資機関の審査があります。が、お困りの人は、左記までご相談ください。

089、日本政策金融公庫 ☎0120・154・505

携帯電話やパソコンへ

防災メールを配信

市では、新たな防災情報伝達の手段として、9月1日から匝瑳市横芝光町消防組合の防災メールを使って、配信サービスを開始しました。このサービスは、携帯電話やパソコンへ、地震や気象情報などの防災情報を電子メールで配信するものです。災害に対する備えとして、多くの皆さんの登録をお願いします。

登録方法：①登録用アドレスに空メールを送信 ②返信メールから登録サイトへアクセス ③登録画面へ行き確認登録用アドレス：
ehtq9574@machi.com.jp

詳しくは、匝瑳市横芝光町消防組合ホームページをご覧ください。

☎総務課消防防災班 ☎73・0084

緑の募金運動

毎年春に実施していましたが「緑の募金」を、今年度は秋に実施します。緑の募金運動は、学校や公園などへの植樹を行い、美しい緑豊かな国土の建設と県民の生活環境向上を図ることを目的に実施しています。また、東日本大震災による被災地域の森林整備、緑化の推進を通じた復旧・復興支援も実施されます。皆さんのご理解とご協力をお願いします。

◆匝瑳市の前年度実績
募金額…695,000円
事業実績…①八日市場小学校みどりの少年団育成事業 ②天神山公園ヤマボウシ、タイサンボク植栽事業

※皆さんからの募金は、（社）千葉県緑化推進委員会へ送られ、その一部は匝瑳市へ還元され活用しました。ご協力ありがとうございました。

089、日本政策金融公庫 ☎0120・154・505

地球温暖化防止実行計画の進捗状況

温室効果ガス排出量9.5%減少



市では市役所などでの事務および事業に関し、温室効果ガスの排出などの削減を行うことで、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とした「匠瑛市地球温暖化防止実行計画」を策定し、取り組みを行っています。計画期間は、平成21年度から24年度までの4年間で、温室効果ガスを、基準年度の平成19年度に比べて平成24年度までに6%以上の削減を目指すものとしています。

◆取組み状況(速報値)

平成22年度における温室効果ガス排出量の結果(速報値)は、全体で基準年度と比較して9.5%減少しました。(表1)

また、省エネに関する取り組みは、各部署で自己評価を行った結果、対象の34項目のうち多くの項目について、「常に取り組んでいる(5点)」「概ね取り組んでいる(4点)」という評価が多くを占めました。(表2)

今夏の電力不足に伴う節電対策と併せて、地球温暖化防止のために今後も引き続き現在の取組状況を維持し、取り組みが遅れている項目について積極的に実施していきます。

☎環境生活課環境班 ☎73-0088

表1 温室効果ガスなど排出量の状況

	二酸化炭素換算 排出量 (kg-CO2)				平成22年度削減率 基準年度からの増減 (%)
	平成19年度 (基準年度)	平成20年度 《参考》	平成21年度 (計画初年度)	平成22年度	
燃料使用に伴うもの	1,566,559.5	1,545,440.3	1,446,116.6	1,454,066.5	▲ 7.2
電気使用に伴うもの	3,112,097.8	2,896,455.9	2,631,179.3	2,778,357.2	▲ 10.7
自動車走行に伴うもの	9,929.9	9,494.2	8,688.0	9,023.1	▲ 9.1
自動車エアコンに伴うもの	2,398.5	2,418.0	2,447.3	2,379.0	▲ 0.8
全体	4,690,985.8	4,426,808.5	4,088,431.1	4,243,825.8	▲ 9.5
参考					
水道使用量 (m)	126,699	117,327	116,796	108,287	▲ 14.5
コピー用紙など使用量 (枚)	6,041,074	6,551,350	6,668,602	5,876,059	▲ 2.7

※表示単位未満を四捨五入しているため、合計値が一致しない場合があります。

表2 取組み項目点検結果

		確認事項	評価点数
電気使用量の削減	照明	昼休み・時間外勤務時のオフ	4.3
		自然光の活用	4.2
	OA機器	長時間離席時のオフ	4.0
		最終退庁者の電源オフの確認	4.8
	冷暖房	空調調整 (冷房28℃、暖房19℃)	4.1
		クールビズ、ウォームビズ	4.4
その他	テレビ主電源オフ	4.0	
	エレベータ利用を控える	4.3	
燃料使用量の削減	公用車	エコドライブ(省エネ運転)	4.3
		アイドリングストップの実践	3.8
		走行ルートの合理化	4.2
施設	給湯機器などの効率利用	4.2	
省資源化・購入	用紙類	印刷物作成部数を最小限にする	4.2
		両面印刷の徹底、使用済み用紙の裏面使用	4.1
		メール活用による用紙類の削減	4.0
	水利用	洗面所、流しの節水の励行	4.3
	ごみ減量	ファイルやフォルダーなどの再利用	4.1
グリーン購入	文具などの詰替え可能品の購入	4.0	

※全34項目のうち、主な項目を記載
※評価点数は、各課で「点検記録表」を使い、各確認項目で月ごとに点数(「常に取り組んでいる(5点)」「概ね取り組んでいる(4点)」「ときどき取り組んでいる(3点)」「あまり取り組んでいない(2点)」「取り組んでいない(1点)」を付け自己評価を行い、項目ごとの平均点を評価点としました。

冷蔵倉庫用建物の固定資産税 計算方法が変わります

固定資産評価基準の改正により、平成24年度課税分から冷蔵倉庫用建物(非木造)の経過年数が短縮され、固定資産税評価額の計算方法が変更されます。 ※経過年数：いわゆる耐用年数にあたるものです。

以下に保たれていること。
③主たる用途が冷蔵倉庫であること(プレハブ式や業務用の冷蔵庫は除く)。

◆対象となる建物の調査

経過年数の変更にあたっては、現地調査が必要となりますので、対象となる建物を所有している人は、左記までご連絡ください。

☎ 73・0087

②倉庫の保管温度が常に10℃

①木造以外の倉庫用建物であること。

家屋の現地調査

調査員が確認に行きます

家屋の現況を把握するため、平成20年12月1日から平成23年9月30日までの期間で、市内の家屋全棟を対象に現地調査を実施しています。

観目視で確認し、家屋課税台帳に登録してある事項(所在地・構造・床面積など)を調査します。 ※調査上、公道からの確認が困難な場合は、ご了解の上、敷地内に入らせていただくこともありますので、ご協力をお願いします。



◆調査の方法・内容
原則として、公道からの外

対象地区：栄地区 調査期間：9月1日(木)～30日(金)
調査委託会社：アクリーグ株式会社 ※調査員は、市発行の腕章・身分証明書(調査員証)を携帯しています。

☎ 73・0087